

## 事業報告

(2018年4月1日～2019年3月31日)

公益財団法人国際労務管理財団は、1993年の事業開始以来、財団の国際協力・国際貢献に関し着実に実績を積み重ねてきている。

技能実習等の情報提供については、セミナー開催に力を注ぐ一方、国際交流を図る為、人材交流、文化交流等、広い分野にも視野をおくよう努めた。外国人技能実習生受入れに関する監理活動については、技能実習生への不利益な取扱いが行われる事の無いよう、制度の趣旨に沿った適切な対応に努めた。また、建設分野の技能実習修了者が、技能実習の後、再入国又は在留資格変更を行い、更に受入れ企業との雇用関係の下で建設業務に従事する建設就労者受入事業についても、特定監理団体としての活動を継続した。

財団の体制の整備については、昨年度に引き続き、組織・運営の見直しを行うとともに、一層の合理化、適正化に努め、財団の機能の活性化に努めた。

### 1. 国際交流等事業（公益目的事業1）

#### (1) 海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向等に関する調査研究

- ① 中華人民共和国（以下「中国」）
  - ・中国内陸部への企業の海外進出時の問題点等の把握を行った
- ② ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」）
  - ・企業の海外進出時の問題点等の把握を行った
- ③ インドネシア共和国（以下「インドネシア」）
  - ・企業の海外進出時の問題点等の把握を行った
- ④ バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」）
  - ・企業の海外進出時の問題点等の把握を行った
- ⑤ ガーナ共和国（以下「ガーナ」）
  - ・企業の海外進出時の問題点等の把握を行った
- ⑥ モンゴル国（以下「モンゴル」）
  - ・企業の海外進出時の問題点等の把握を行った

#### (2) セミナーの開催

中小企業をはじめとする国内企業の海外進出、および国際化を支援するため、調査研究事業等で得た情報をもとに、既に海外へ進出している企業及び、今後進出を希望する企業等を対象に、説明会を開催した。セミナーには、総計 145 社 222 名の参加を得た。

#### (3) 人材交流事業

##### ① 人材育成交流会の開催

- ・2018年8月17日 ベトナム ホイアン日本祭に出展し、適正な人材育成交流及び日本文化の紹介を行った

- ・2018年11月20日 ベトナムの海外労働管理局(DOLAB)およびハティン省・クアンナム省の職員を招へいし、六甲研修センター及び外国人技能実習生の実習施設の視察を行った
- ・2018年11月21日 ASIA 人材育成交流会の開催 アジア各国の大使館員を招き情報交換を行った

### ③その他交流活動

- ・2018年5月19日、20日に代々木公園で開催されたベトナムフェスティバルへの協賛、及びブース出展
- ・ベトナム ハティン省ソントウ幼小中学校及びベトナム クアンナム省ヒエップドゥック少数民族内住中学校へ浄水装置を各1機寄贈

## 2. 外国人技能実習生受入れ事業（公益目的事業2）

外国人技能実習機構(OTIT)及び国際研修協力機構(JITCO)の支援を受けつつ、技能・技術の修得を目的とする外国人技能実習生の受入れを積極的かつ適正に実施した。

### (1) 新技能実習制度への対応

新制度への移行に伴う関係政省令の公布に基づき、速やかな体制強化の結果、一般監理事業を行う団体として許可された。この許可を受け、新技能実習制度の説明機会を多種設け、各国送り出し機関、及び各地の既存実習実施者に対し、新制度の解釈と今後の展望についての伝播に努めた。

### (2) 監理、指導の強化

OTIT及びJITCO国際部と連携を図り、関係国送出し機関についての情報収集に当たるとともに、JITCOの出入国部及び能力開発部との情報交換を行い、関係法令、技能実習、移行職種の作業内容等の知識を深め、技能実習の趣旨に即した適正な技能実習計画の策定及び監理・指導の強化を図った。

### (3) 送出し国関連情報の収集

バングラデシュについて、各種調査の機会を利用して、送出し機関の送出し業務に係る各種情報の収集を行った。

ベトナムについても、大使館及びDOLAB関係者との情報交換を通じて、送出し機関等の情報把握に努めた。

中国、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア、ミャンマー、及びモンゴルについても、引き続き送出し機関等の情報収集に努めた。

### (4) 事前講習及び講習の強化

技能実習制度の趣旨に沿った適切な入国直後の講習の実施とその確保に努めるとともに、日本語教育についても教材を当財団独自で開発して使用するな

ど、効果的な教育に努めた。

また、実習実施機関における技能実習生の実習状況を送出し国及び六甲山研修センターにフィードバックし、入国前講習及び日本での入国直後の講習に適切に反映されるように配慮した。具体的には、実習実施機関で発生したトラブル及び好事例を迅速に送出し機関、及び六甲山研修センターに伝達して、配属前に技能実習生にトラブル防止等の注意喚起をするとともに、技能実習生の技能修得への意欲を高めるため現実的な成功例を示した。

更に、入国前講習機関教師と六甲山研修センター教師との間にて技能実習生の学習上の問題等情報の交換を密にし、きめ細かな対応を実施した。

より日本語能力を必要とする職種等、実習実施機関の要望を踏まえて、日本語教育特別プログラムを送出し機関へ提案するとともに、実習先での日本語教室の実施にあたって、日本語教師の派遣等の協力を行った。

#### (5) 送出し機関との協力体制強化

送出し機関との協力・交流を次のとおり実施した。

##### <中国送出し機関>

###### ア. 威海方正国際合作有限公司

2019年2月、同社総経理が来日し、日本の受け入れ企業において発生した実習生の問題行動に対する相談、及び監理上の留意点等について財団と打ち合わせを行った。

###### イ. 煙台国際経済技術合作集团有限公司

2019年3月、同社会長及び担当の部長が来日し財団と業務打合せを行った。

##### <ベトナム送出し機関>

###### ア. HOANG HUNG JAPAN

2018年5月、同社社員と今後の取り組みについて打合せを行った。

##### <インドネシア送出し機関>

###### ア. OSセルナジャヤ

2018年11月、同社社員が来団し、同社と打合せを行った。

また、2018年4月に、ベトナム ハノイと中国煙台において、第6回I.P.M.送出し機関連絡会議を開催した。制度の仕組み、および技能実習生の送出し機関に係わる業務上の留意点を説明し質疑応答などを行った。本説明会に出席した送出し機関からは、介護職種に対する疑問点や業務上の留意点などの質問があり、闊達な意見交換が行われた。

(6) 実習実施機関に対する監査の強化

技能実習の実施機関が、労働基準法・労働安全衛生法等、法令に違反などがないよう、役職員による監査を、適正に実施するとともに、実習実施機関の理解と協力を促した。特に、時間外労働の適正化及び定期健康診断の実施について重点的に指導した。

(7) 技能実習中の技術や言語の修得状況の把握及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査、技能実習中における技術や言語の修得状況を定期的に調査・把握して、実習効果の向上を図った。

また、技能実習修了者の帰国後就業状況等について、就業情報等の調査など技術・技能が円滑に活用されているか確認するなどのフォローアップに努めるとともに、今後の技能実習制度への活用に努めた。

(8) 技能実習生の日本語能力の向上

技能実習の円滑な実施には、日本語による意思の疎通が重要であることから、入国後の講習後も日本語教育の充実を図るため、引き続き日本語の通信教育を実施するとともに、継続的な日本語能力試験の受験支援を行った。

2018年4月にI・PM作文コンクールを開催し、応募作品の中から最優秀賞・優秀賞・努力賞を選考し、3名を表彰した。

2018年は7月及び12月実施の日本語能力試験において、N2合格者が4名、N3合格者20名、N4合格者18名であった。

(9) 適切な技能実習候補生の選抜等

送出し機関による適切な技能実習候補生の選抜を確保するとともに、事前教育における日本語教育の強化及び日本の法律等についての指導の徹底を図った。

(10) 技能実習生の失踪防止対策

技能実習生の失踪防止対策については、日頃の監査等に際して、実習状況の把握に努めるとともに、受入れ企業及び送出し機関の理解と協力を得て、実習生の失踪が生じないように指導した。本年度は10名の失踪者が発生したことを受け、関連の各送出し機関に訪問指導の強化を依頼するとともに、問題点の把握及び迅速な対応に努めた。

(11) 送出し国の多様化

フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー等の東南アジア地域各国を中心に、JITCOと連携して、送出し国の多様化のために必要とされる基本情報、送出し機関情報の把握に努めた。

(12) 技能実習制度の普及と強化

外国人技能実習制度の趣旨説明を徹底、介護業務に関する中間とりまとめの周知及びこれに係る当財団の活動等について、普及活動に注力した。

- ① 企業等への文書及び訪問による普及活動を実施した。このため必要とされるホームページ、パンフレット等の普及ツールについて刷新を行うとともにホームページでの情報発信を行った。
- ② 普及活動の手法を研究し、改善を図るとともに、役職員の普及活動能力の一層の改善・向上に努めた。
- ③ 外国人技能実習生受入れについての説明会・セミナー等を開催し、外国人技能実習制度の普及を推進した。
- ④ 広報誌「I.P.M. ニュース」発行等の広報活動事業を通じて、外国人技能実習制度の普及を図った。

### 3. 共益事業

建設分野技能実習修了者が、受入建設企業との雇用契約に基づき建設特定活動に従事する建設就労者の受入れに係る特定監理団体としての監理業務を実施した。

#### (1) 受入建設企業に対する監査の実施

受入建設企業に対する定期の監査を確実に実施し、必要に応じ受入建設企業への訪問や外国人建設就労者に対する面談等を実施し、適切な監理を行った。特に、雇入れ時の健康診断の実施について重点的に指導した。

#### (2) 定期的な就労状況の確認

1か月に少なくとも1回、必ず受入建設企業を訪問し、外国人建設就労者の就労状況の確認を行うよう努めた。

#### (3) 相談体制の構築

外国人建設就労者の母国語での相談に対応できる職員を配置し、外国人建設就労者からの相談に対応する措置を講じた。

#### (4) 調査等への協力

国土交通省の委託を受けた一般財団法人国際建設技能振興機構(FITS)による特定監理団体及び受入予定及び受入れ中の建設企業に対する巡回指導に協力した。

新在留資格「特定技能」の導入に伴う外国人労働者の受入拡大に関する情報収集に努め、最新かつ正確な情報を提供するとともに、当財団の対応について検討を行った。

#### 4. 職業紹介事業の実施

無料職業紹介事業の充実を図るとともに、公正な採用選考を行うため採用企業に現地での採用面接に参加を促すなど協力を求めた。

#### 5. 管理部門

##### (1) 広報活動

① 当財団の事業に関する、広報誌「I.P.M. ニュース」を4回発行した。本年度は、当財団と企業に双方向性のある情報、外国人の採用に係る情報も加え、賛助会員や広く一般に対して有益な情報誌となるよう質の向上に努めた。また、ホームページを活用し、情報を迅速に提供した。

② 当財団の刊行物を活用し、賛助会員や広く一般に対して、外国人との付き合い方についての情報を提供した。

##### (2) 技能実習制度の変更等に係る職員研修の実施

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」による外国人技能実習制度の大幅改正、及びその後の関係政省令の制定、外国人建設就労者受入事業の実施等、技能実習生等の生活意識の変化等に適切に対応していくため、コンプライアンス、情報セキュリティ等も含め計画的に職員研修等を実施し、財団職員の知識・能力の向上に努めた。

##### (3) 組織体制の強化

各事務所の適正な職員配置に向けた対応を行い、体制整備を図った。

(2) 事業報告の附属明細書

特に、記すべきことはありません。